## 商品概要説明書 【普通預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・普通預金		
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま		
3. 期 間	・期間の定めはありません。		
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 5. 払戻方法	<ul> <li>・随時預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・随時払戻しできます。</li> </ul>		
6. 利 息 (1) 適用金利	<ul><li>・変動金利</li><li>・毎日の店頭表示の利率を適用します。</li></ul>		
(2)利払方法 (3)計算方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日と する日割計算。		
7. 税 金	・個人のお客さまの利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税 (国税15%×2.1% → 0.315%)」が課税されます。・法人のお客さまは総合課税となります。		
8. 手 数 料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を いただく場合があります。(詳しくは「かわしんの手数料のご案内」をご覧ください。)		
9. 付加できる 特約事項	・個人のお客さま(未成年者は除きます。)は総合口座の取扱いにより、総合口座の定期預金 (期間3ヵ月以上の自動継続に限ります。)を担保に当座貸越をご利用いただけます。 *貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 *貸越利率は担保定期預金の約定利率(※)に年0.5%を上乗せした利率。 (※ 期日指定定期預金の場合は「2年以上」の約定利率。) ・個人のお客さまは、マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。(マル優の対象条件等は法令の定めによります。)		
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内(円預金金利)」をご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。		
11. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。 1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本 1,000万円までとその利息が保護されます。		

## 川崎信用金庫

12.	苦情処理措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日及び 12/31~1/3 を除く)に
	・紛争解決措置		営業店またはリスク統括部(午前9時~午後5時、電話番号:0120-119-034)
			にお申し出ください。
		紛争解決措置	東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:
			03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)、神奈川県弁護
			士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも
			可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日(土・日・祝日及び
			12/31~1/3 を除く)に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(午前9
			時~午後5時、電話番号:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(午前9時
			~午後5時、電話番号:03-5524-5671) にお申し出ください。
			また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
			なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけま
			す。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東
			京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法
			(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)
			一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国し
			んきん相談所にお問い合わせください。
13.	その他参考と なるべき事項	・公共料金等 <i>0</i>	り自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。

## 川崎信用金庫